

山梨県公報

第千三百七十八号

平成十五年

四月二十八日

月 曜 日

目 次

| | |
|--|-----|
| 広域連合の規約の変更…………… | 二六七 |
| 土地改良事業計画の適当決定…………… | 二六七 |
| 公 告 | |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請…………… | 二六七 |
| 開発行為に関する工事の完了について…………… | 二六七 |
| その他 | |
| 地方公営企業労働関係法に基づく労働組合に関する労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲…………… | 二六八 |

告 示

山梨県告示第二百六十九号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第三項の規定により、山梨県東部広域連合長から、平成十五年四月一日から広域連合の事務所的位置の変更に伴い規約を変更する旨の届出があつた。
平成十五年四月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第二百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、南アルプス市長職務執行者から協議のあつた土地改良事業(知光地区基盤整備促進事業)の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十五年四月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

公 告

- 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 縦覧期間
平成十五年四月三十日から平成十五年五月二十八日まで
- 縦覧場所
南アルプス市役所
- 異議申出期間
平成十五年五月二十九日から平成十五年六月十二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十五年四月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 申請のあつた年月日 平成十五年四月十六日
 - 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 やまなし県民政策ネットワーク
 - 2 代表者の氏名 鈴木嘉彦
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市中央一丁目四番十号
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、山梨県における持続可能な社会形成にむけての調査、研究、あるいはその振興を目的とし、実際にそれらが社会の中で構築されるよう政策を策定し、提言を行う。
- またその実現にむけての産官学NPO等の人的ネットワークを構築し、なおかつ質の高い、しかも実効性のある政策を作ることのできる人材も育成していく。
- これらをもって山梨県民全体の公益に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年四月十六日から同年六月十六日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十五年四月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡玉穂町乙黒字二反田四一六の五
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市大里町三千二百二十五番地の三 ステータスヒル甲府七番館三百一 丸山透
・丸山久美子

その他

山梨県地方労働委員会告示第一号

地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第二項に規定する職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成十五年四月二十一日次のとおり認定した。

なお、平成十二年山梨県地方労働委員会告示第二号は、廃止する。

平成十五年四月二十八日

山梨県地方労働委員会

会長 丸山 公夫

山梨県企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち、次の表に掲げる者

山梨県企業局

| | |
|------|---|
| 勤務箇所 | 労働組合法第一条第一号に規定する者 |
| 本局 | 局長、次長、課長、総括課長補佐、課長補佐（課長の事務を代決する権限を有する者に限る。） 技監、企画調整主幹、主幹 総務課の総務担当課長補佐、財務担当課長補佐及び経営企画担当課長補佐 総務課の人事、給与、労務及び秘書担当の吏員 |
| 事業所 | 事業所の所長及び次長 |